

公募型プロポーザル実施要領

先進予防型まちづくり業務委託

睦 沢 町

1. 趣旨

この要領に定める「先進予防型まちづくり」業務委託（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルは、本業務の実施にあたり、専門的知識や経験に基づく支援を受けるために行い、これに関しての実績や効果的な企画力等を総合的に評価して、最も適当と思われるものを当該委託業務の候補者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

先進予防型まちづくり業務委託

(2) 業務内容

別紙「先進予防型まちづくり業務委託」特記仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月25日まで

(4) 委託料上限額

5,940,000円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 業務対象の範囲

睦沢町の全域

3. プロポーザルの実施方法等

(1) 委託者選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) プロポーザル参加報償

無償

(3) その他

提案については、本要領を充分理解した上での提案とされたい。

4. 企画提案に係る事項

企画提案に参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施できる法人であり、以下の

(1) ～ (7) までの全ての要件を満たすものとする。

- (1) 千葉県又は本町から指名停止措置を受けていない者であって、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次の公的資格を有する者
- ① ISO9001(品質マネジメント)
 - ② ISO14001(環境マネジメント)
 - ③ プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)
- (3) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む）がなされている者
 - ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第3条1項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (5) 過去10年以内（2011年度から2020年度）において、本事業と類似する業務（仕様書2. 業務内容1～3に記載の業務）、すべてを元請として完了した実績を有すること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

5. 企画提案書の手続き等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領の公表（町ホームページ等で公表）
期 間 令和3年5月17日（月）～令和3年6月18日（金）
- (2) 実施要領に関する質問受付・回答
期 間 令和3年5月17日（月）～令和3年6月11日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時～正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終

日は正午までとする。

※質問書（様式1）は電子メールにて提出願います。

メールアドレス：seisaku@town.mutsuzawa.chiba.jp

※質問に対する回答は、随時電子メールにて送信します。

（3）企画提案書受付

期 間 令和3年6月14日（月）～令和3年6月18日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時～正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。

提出方法 郵送又は持参により提出

〒299 - 4492 千葉県長生郡睦沢町下之郷 1650 番地 1

睦沢町企画財政課企画班

※提出後に改めて説明を求める場合があります。

（4）提出書類

① 企画提案書提出届（様式2）

② 会社概要（様式3）

以下の項目は必ず記載すること。

- ・事業者名
- ・本社所在地
- ・技術者数
- ・業務内容
- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）
- ・睦沢町からの業務受託実績

※添付資料

- ・定款
- ・登記簿謄本（直近の履歴事項全部証明書原本）
- ・納税証明書（直近1箇年）

③ 業務実績（様式4、契約書写し）

④ 本業務における配置予定者（様式5、6、7）

⑤ 本業務の企画提案書（様式8、9【各4枚以内】）

- ・実施方針：業務目的の理解、実施方針、実施体制、実施スケジュール、実施方法（仕様書及び提案する業務内容ごとの進め方や実施内容、実施手法など）
- ・特定テーマ：業務を進める上での課題と解決方策や一体的な策定について

⑥ 見積書（業務内容ごと内訳金額が分かるもの：様式自由）

（5）提出部数等

- ① 正本1部、副本9部を提出すること。
- ② 副本分については、提出書類全てに関し、申請者名並びに関係団体の企業名を伏せて提出すること。なお、事務局の確認段階で明記があった場合については、事務局で消込み後に審査を行うこととする。

(6) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提案した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要領に違反すると認められる場合

オ その他担当者からあらかじめ指示した事項に違反した場合

② 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできない。

③ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とする。

⑥ その他

内容の変更等が生じた場合は、町ホームページ等にて周知する。

6. 審査・契約に係る事項

(1) 審査委員会

① 開催日時 令和3年6月29日(火)【予定】

② 開催場所 睦沢町役場

③ 委員会構成 委員長 副町長

委員 総務課長、企画財政課長、税務住民課長、福祉課長
健康保険課長、産業建設課長、教育課長

④ 審査基準

| 項目 | 全体に占める割合 | 評価基準 |
|-------|----------|------|
| 審査項目1 | 30/100 | 別表 |
| 審査項目2 | 70/100 | 別表 |

※審査項目1については、企画財政課企画班が評価点数を算出する。

※審査項目2については、審査委員会が評価点数を算出する。

各委員の評価合計点数の平均点とする。

⑤ 審査方法

ア 委託者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式審査基準（別表）に基づき、提案者から提出のあった企画提案の内容や、提案者からのプレゼンテーション及びヒアリング内容に基づき審査を行い、競争性・透明性の確保に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、審議の上選定する。

ただし、見積書の提示金額が委託料上限額を超えている場合は、審査から除外する。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりプレゼンテーション及びヒアリングを行わず、書面審査とする場合があります。書面審査とする場合は、別途お知らせします。

イ 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により行う。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングには、原則として業務責任者の出席を必須とし、出席者は5名以内とする。また、プレゼンテーション時に資料の追加配付は可能とする。ただし、パワーポイント等の画像の投影については認めない。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合、採点は行わない。

エ 日時、場所、実施方法などの詳細については、応募資格審査を通過した事業者に別途通知する。

⑥ 委託候補者の選定

審査結果に基づき、評価点数の合計点数が70点を超えるものの中から最高点を得たものを委託候補者とする。

ただし、同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は速やかに参加者に通知する。

ただし、審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

(3) 契約の締結

選定した契約候補者と町が協議し、委託業務に係る仕様を確認した上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とし、契約候補者と町の協議により決定する。

7. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託を行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うために必要な業務については、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。予定がある場合は実施体制に詳細を記載のこと。

(2) 個人情報保護

業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、「睦沢町個人情報保護条例」に基づき、その取扱いに充分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

8. 全体スケジュール

① 公募型プロポーザル実施要領の公表

令和3年5月17日（月）～令和3年6月18日（金）

② 実施要領に関する質問受付・回答及び資料の閲覧

令和3年5月17日（月）～令和3年6月11日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時～正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。

③ 企画提案書の受付

令和3年6月14日（月）～令和3年6月18日（金）まで（閉庁日を除く）の午前9時～正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、最終日は正午までとする。

④ 審査委員会の開催（事業者によるプレゼンテーション含む）

令和3年6月29日（火）【予定】

⑤ 審査結果の通知

令和3年7月上旬【予定】

⑥ 契約の締結

令和3年7月中旬【予定】

9. 問合せ先

- | | | |
|----------------|----------|-----------------|
| (1) 募集の内容 | 企画財政課企画班 | TEL0475-44-2501 |
| (2) 企画提案に係る事項 | 〃 | |
| (3) 企画提案書の手続き等 | 〃 | |
| (4) 審査に係る事項 | 〃 | |
| (5) 契約に係る事項 | 総務課行政管財班 | TEL0475-44-2516 |

別表

公募型プロポーザル方式審査基準

審査項目 1

| 評価項目 | | 評価基準 | 基準点 |
|------|----------|---|-----|
| 1 | 実施体制 | 業務実施に必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高い事業者であるか。 | 10点 |
| 2 | 業務実施の能力 | 本業務に類する業務実績を有しているなど、その知識、ノウハウ、経験等を十分に活かせることができるか。 ※本プロポーザル要領「4. 企画提案に係る事項 - (5)」において定義した業務実績がない場合は選定しない。 | 15点 |
| 3 | 管理技術者の能力 | 管理技術者は、責任者として必要な知識、経験、能力を有し、指導・監督能力の高いものであるか。 | 5点 |
| 小 計 | | | 30点 |

審査項目 2

| 評価項目 | | 評価基準 | 基準点 |
|------|-------|--|-----|
| 1 | 実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の趣旨を十分理解し、睦沢町の特性をとらえた提案内容となっているか。 ・適切な業務スケジュールが具体的に示され、実現可能な提案となっているか。 | 20点 |
| 2 | 特定テーマ | <ul style="list-style-type: none"> ・業務を進める上での課題と解決方策について独自性、先進性があり、且つ実効性・実行性が期待できる提案内容となっているか。 ・本町の実態に沿った内容となっているか。また、実施した場合の十分な効果を発揮できる内容となっているか。 | 40点 |
| 3 | 総合評価 | ・プレゼンテーション及びヒアリング内容に理解力、対応力があるか。また、取組み姿勢に熱意を感じるか。 | 10点 |
| 小 計 | | | 70点 |